

各市町村教育委員会教育長
各幼稚園長
各小中学校長
各県立中学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

冬季休業中における幼児児童生徒の安全確保について（通知）

時下、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしのことについて、幼児、児童、生徒並びに保護者等へ下記のとおり注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におきましては、貴所管の幼小中学校への周知をお願いいたします。

各教育事務所におかれましては、本件について御承知おきいただき、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

1 交通安全について

(1) 交通規則の周知徹底について

- ① 交通ルールを守る。（信号無視をしない、させない指導、横断歩道を渡る）
- ② 交通事故に巻き込まれないように、道路を横断する際の左右の安全確認を確実に行う。
- ③ 冬季休業中の部活動や生徒会活動等への登下校時の交通安全指導を行う。

(2) 自転車の乗り方について

- ① 乗車する自転車の安全点検（ブレーキ、ライト、車輪、ハンドル等）を行う。
- ② 交通規則に従った安全な自転車の運転指導を行う。
- ③ 幼児児童生徒へのヘルメット着用努力義務の推進を図る。

2 運動部活動（スポーツ少年団含む）について

- (1) 練習前の時間帯については、子ども達だけの状況をつくらないようにする。
- (2) 練習後も速やかに帰宅するように指導し、特に低学年については保護者に迎えにきてもらう等の協力を依頼する。

3 水難事故防止について

- (1) 海、川、ため池等へは友達同士だけで行かない。（保護者や大人と一緒にいくこと）
- (2) 立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない。
- (3) 出かける際は、保護者に行き先を伝え、一人で行動しない。

4 自然災害等について

- (1) 災害発生時には、自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう指導の徹底を図る。
- (2) 津波警報発表時には、直ちに海岸から離れ、急いで高台など安全な場所へ避難する。
- (3) 竜巻が発生した際、屋外では、頑丈な建物に避難する。屋内では、窓や雨戸を閉め、地下や窓のない部屋に移動し、ドアから離れる。海上では、直ちに陸に上がり避難する。

5 不審者対策について

- (1) 出かける際には、どこへ、誰と、帰宅時刻を確認するよう保護者へ徹底し協力を図る。
- (2) 暗くなる前に帰宅する。
- (3) 子どもだけで遠出をしない。（映画、ショッピングセンターなど）
- (4) 「危機管理マニュアル（平成25年度版）」に記載されている、「いかのおすし」や「児童生徒等の安全5項目」等を活用し、不審者関連の事件・事故防止に努める。

6 その他

各学校の実情に応じ、必要な注意事項を付け加えて周知を行う。